

山形県 県史だより

第8号

山形県総務部学事文書課分室 県史資料室



「最上義光」画像。

津田信吉・山本清一郎合著『山形縣史談』所収。



「長谷堂合戦図
屏風」部分図。

「大将最上義光公」の記述が見えます。『図説山形県史』所収。原本は秋田県湯沢市斎藤茂美氏所蔵。

〈特別寄稿〉

最上義光の画像

山形大学名誉教授 伊藤清郎

この度、戦国から江戸初期にかけて活躍した最上義光を吉川弘文館『最上義光（人物叢書二八五）』という形で執筆する機会を持ちました。が、課題も多く残りました。その一つ、最上義光の画像をめぐる問題について取り上げたいです。

今回、最上義光の伝記は解明したものの、画像の探求については不十分でありました。当然のことながら、人物史の考察と人物の実像探求とは異なります。父子相克、国人らとの合戦と領国の拡大、天下人らとの遭遇、「北の関ヶ原合戦」と近世大名としての存立、文人武将の姿、家族の様相などを考究したものの、義光本人の性格・心の奥底までは追求できませんでした。伝記ですら当たり前ではあるのですが、多くの人が義光の人物像を語っている中で、私の義光像を強烈には主張していません。

その原因は何かを、自問自答している中で、一つの要因に気がつきました。義光の実物画像が見つからないのです。天下人である織田信長・豊臣秀吉・徳川家康、近隣の戦国大名の上杉景勝・伊達政宗、さらには最上氏のように江戸初期に改易された加藤清正・福島正則、いずれも画像があるではありませんか。画像があれば、じつと眺める内に、性格を推し量ることや、「対話」をすることもできるはずですが、

現在、義光の人物画と言われるものの一つに、よく知られた六曲一双の『長谷堂合戦図屏風』左隻の歩行立ちの義光があります。鎧・兜、赤い母衣を着けて、敵の頭上に長い鉄棒を振り落とす姿が描かれ、顔は面長で、口髭・顎髭を生やしています。この長谷堂合戦で義光が被ったとされる兜が、最上義光歴史館に所蔵されています。この「三十八間総覆輪筋兜」の右上に長谷堂合戦で敵の鉄砲弾が当たった痕が残り、実際に使用されたことがわかります。鍬形台中央の鍬は丸の内に竹雀紋の金具であり、丸に二引両とともに最上家の家紋です。近年前立が復元されましたが、それは鍬形・利剣であり、屏風に描かれた義光の前立とは、似ても似つかぬものです。『長谷堂合戦図屏風』は秋田の戸部一慙斎正直が元禄十一（一六九八）年に著した『奥羽永慶軍記』に基づいて描かれたとされますが



最上義光公御霊屋。山形市立石寺。中性院向かい。



最上義光の墓。山形市光禅寺境内。

（それを否定する説も出されています。宮島新一「長谷堂合戦図屏風について―軍記と屏風―」『歴史館だより』十六、二〇〇九年）、とても義光の実物画像とは考えられません。

二つ目に、明治二十五（一八九二）年に出版された津田信吉・山本清一郎合著『山形縣史談』（貳書房蔵版）の第二章第五節山形の「最上義光」の項に掲載されている武人画像があります。凡例に「本書ニ載セタル画像ハ凡ベテ正確ナル画像及ビ木像ニヨリテ転写セルモノナリ」とあるものの、頭注に「義光ノ事蹟ハ、奥羽永慶軍記ニ詳ナリ」とあって、軍記物に依存した著述で、一次史料を見て著述しているわけではありません。同書に掲載された画像は、最上義光の他に、吉田大八・酒井忠次・清川八郎・上杉治憲・各地方農民服装一斑などがあります。

「最上義光画像」は、小袖に直垂を着て、烏帽子をかぶり、腰刀を指し、高麗縁の上畳に正座しています（菱形の中に○が描かれているが、文様が省かれています）。この画像については、布施幸一氏が「正座している、烏帽子が異形（風折烏帽子でもなく、菱烏帽子でもない）、直垂の胸紐が短く結び目が粗雑、腰刀の異形等から、最上義光時代のものではなく、原画があつたにせよ江戸後期をさかのぼることはなく、武家故実をよく知らない依頼者と絵師の手によるも

のである」と指摘しています（「最上義光の肖像画のことども」『歴史館だより』三、一九九六年）。さらに付言すれば、腰刀の柄は白出鮫のようであるが、目貫が十字形に粗雑に描かれています。義光画像の相貌について布施氏は「その面貌は、やや面長、眉毛太く、一点を見つめているかのような目、鼻筋がとおり、口は小さく、頬・顎・口辺にひげをはやし、なかなかの男ぶりである。一見して気品が感じられる武将像」と読み取っています。しかし創作画なのであり、考証から言って冠り物・衣服・刀装・上畳等いずれも問題があり、義光が何歳の頃を描こうとしたかにもよりますが、とても五七万石の大大名の格式を整えた画像とは考えられません。この画像からは、義光の人間性や性格などが見えてくるはずがありません。したがって画像を通じて「対話」もできません。

著書でも触れましたが、最上義光は慶長十九（一六一四）年一月十八日に、山形で六九年の生涯を閉じています。二月六日に、菩提寺の慶長寺（後に光禅寺と寺号・場所が変わった）で葬儀が執り行われ、現在、墓は光禅寺（山形市鉄砲町）にあり、殉死した四人の墓碑がその前に並んで建っています。高野山奥の院参道に、義光の子最上家十二代家親が慶長十九年正月十八日付で建てた義光供養五輪塔があります。



「紙本著色坂紀伊守像」。『山形県の文化財』所収。原本は山形市清源寺所蔵。



「絹本著色義光夫人像」。『山形県の文化財』所収。原本は山形市専称寺所蔵。

さらに、立石寺（山形市）奥の院近くの中性院の向かいに、覆堂をともなう最上義光公御霊屋があり、御霊屋内には義光と殉死者四人、家親、四男義忠と息子らの位牌一〇柱が納められています。建築の時期は、義光が亡くなってから早い時期と考えられています。

寿像（生存中に描かれたもの）か遺像（死後に描かれたもの）の違いはありますが、十二代家親か十三代家信の時期に、義光と関係の深い菩提寺光禅寺、高野山、立石寺、宝幢寺等のいずれかに、肖像画を奉納しなかったのでしょうか。それがどこにも伝存されていないという事は、どう考えれば良いのでしょうか。紛失してしまったのか、それとも、今でもどこかに秘蔵されているのでしょうか。五七万石の大大名ですから、木像があつても良いはずですが、因みに、伊達政宗の木像は、松島瑞巖寺に安置されています。

最上氏関係の画像としては、最上氏初代の斯波兼頼の僧形姿の画像が光明寺（山形市七日町）・遍照寺（山形市漆山）に、義光夫人（正妻大崎御前）の画像が専称寺（山形市緑町）に、娘駒姫の画像が瑞泉寺（京都）に、義光家臣の坂紀伊守光秀の画像が清源寺（山形市長谷堂）に、それぞれあります。義光当人の画像だけが見つからず、謎は深まるばかりです。

明治初期
旧藩の藩債状況

「藩債輯録」凡例

旧藩別藩債高表(山形県関係藩)

藩	名称 国	米沢藩 羽前	大泉藩 羽前	新庄藩 羽前	上山藩 羽前	天童藩 羽前	松嶺藩 羽後
石高(石)		178,818.872	120,000.000	68,200.000	27,000.000	18,000.000	22,500.000
公債(円)	新債	71,817.575	38,989.659	1,074.940		5,595.762	5,333.861
	旧債	62,181.613		281.935	7,665.532	7,522.827	5,224.501
	即償債					384.371	
	租税債	21,113.568	74,318.149	2,392.027	38.593	3,246.006	13,726.599
	官債			7,916.667		13,869.646	3,033.333
小計	155,112.756	113,307.808	11,665.569	7,704.125	30,618.612	27,318.294	
削除(円)	古債	207,726.635	49,957.125	44,319.031	60,781.893	② 763.188	6,014.124
	幕債		36,669.200			7,916.500	
	私債						
	債券返上						
	空債					2,780.000	
	棄債	101,625.431	31,625.130	101,356.287	12,096.788	11,705.668	20,202.654
	宿債		367,902.013				
	古借滞利	2,133.819		11,648.203	3,206.250	2,100.000	2,031.173
小計	311,485.885	486,153.468	157,323.521	76,084.931	25,265.356	28,247.951	
総計(円)	466,598.641	599,461.276	168,989.090	83,789.056	55,883.968	55,566.245	
外国債(円)	公債	①					
	私債	20,000					
	減高	42,474.95					
	計	62,474.950					
債主	蘭国商人エトワ ルトスネル						
備考	※	旧庄内藩	※	※	※	旧松山藩	

藩	名称 国	佐倉藩 下総	土浦藩 常陸	館林藩 上野	棚倉藩 磐城	龍ヶ崎藩 常陸	朝日山藩 近江	館藩 陸奥
石高(石)		110,000.000	95,000.000	60,000.000	60,000.000	11,000.000	50,000.000	30,000.000
公債(円)	新債	9,412.003	34,433.571	184,428.088	29,256.839	7,302.667	35,419.931	21,785.027
	旧債	9,561.274	49,437.318	39,845.810		23,503.534	59,665.667	34,766.318
	即償債						10,000.000	3,308.800
	租税債	12.299	15,214.343	35,910.192	10,768.731	4,226.191	6,921.589	23,295.543
	官債	28,413.667	8,000.000	30,858.334	③ 1,000	2,375.000	15,733.333	91,831.333
小計	47,399.243	107,085.232	291,042.424	41,025.570	37,407.392	127,740.520	174,987.021	
削除(円)	古債	15,066.274	79,850.267	17,095.864	63,521.735	8,789.500	9,638.125	
	幕債		36,540.498	34,323.000	68,270.849	6,458.451	1,200.000	19,521.755
	私債							
	債券返上	35,025.000						57,621.674
	空債							114,977.826
	棄債	14,737.842	89,024.352	38,956.763	58,215.279	12,431.576	55,919.616	52,032.078
	宿債				124,199.671			
古借滞利	2,625.888	18,783.541	15,893.133	132.727	2,137.834	24,729.295	416.722	
小計	67,455.004	224,198.658	106,268.760	314,340.261	29,817.361	91,487.036	244,570.055	
総計(円)	114,854.247	331,283.890	397,311.184	355,365.831	67,224.753	219,227.556	419,557.076	
外国債(円)	公債							100,082.570
	私債							
	減高							8,017.430
	計							108,100.000
債主							蘭国商人ヒスト リュス	
備考	村山郡に飛地	村山郡に飛地	村山郡に飛地	※ 村山郡に飛地	長湊藩(→大網 藩)から転封	山形藩(※)から 転封	松前藩(※)(村 山郡に飛地)か ら転封	

①は項目無記載。②の削除各項目は記載のずれと判断して修正。③は項目無記載のため推定。※は奥羽越列藩同盟参加藩。

明治政府は、廃藩置県の後、全国二七七旧藩の負債を調べ、大蔵省が引き受ける償還処分に属する「公債」（全体の四四・六％）と、それに属さない「削除」（五〇・三％）、さらに「外国債」（五・一％）とに分けました。「藩債輯録」（『明治前期経済史料集成』第九卷所収）によれば、「公債」の中には、新債（公債の三六・八％、明治元年以降の藩債）・旧債（三二・二％、弘化元年から慶応三年までの藩債）をはじめ、明治期の即償債・租税債・官債があり、「削除」の中には、古債（削除の三〇・六％、天保十四年以前の藩債）をはじめ、幕債・私債・債権返上・空債・棄債（三八・一％）・宿債・古借滞利があり、「外国債」には公債・私債・減高があります（詳細は同書凡例参照）。

山形県域の旧藩の藩債状況については、『山形県史』商工業編に一覧が掲載されていますが、ここでは、維新时期に転封となった県内旧藩や、廃藩置県まで県域に飛地の所領を有した旧藩を含めて、同書

から再録を試みます。

『鶴岡市史』中巻では、大泉藩など旧朝敵藩の政府藩債引き受けが厳しく、県内諸藩の「削除」額割

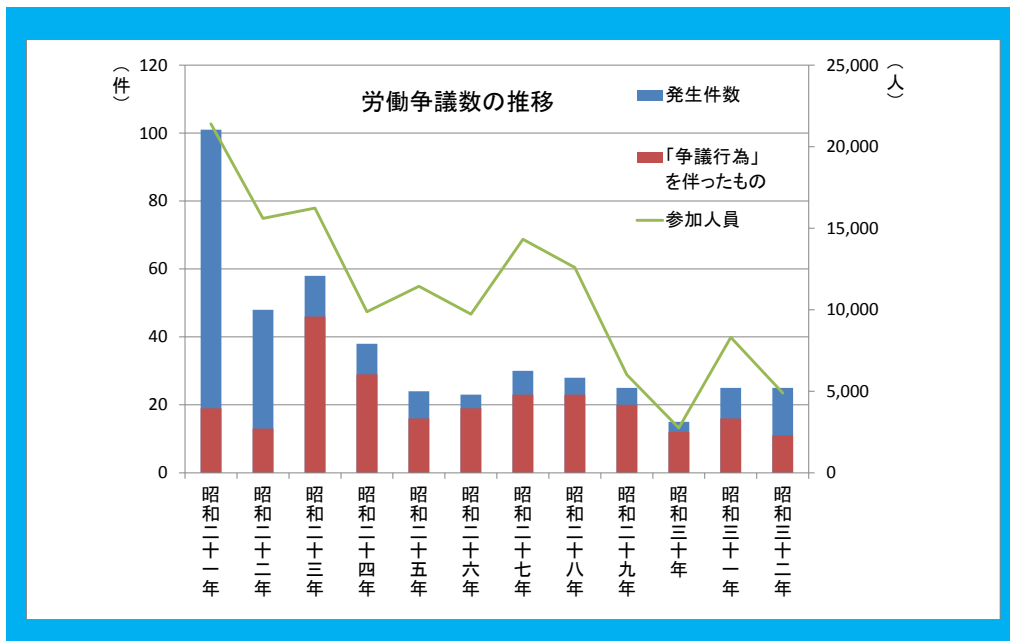
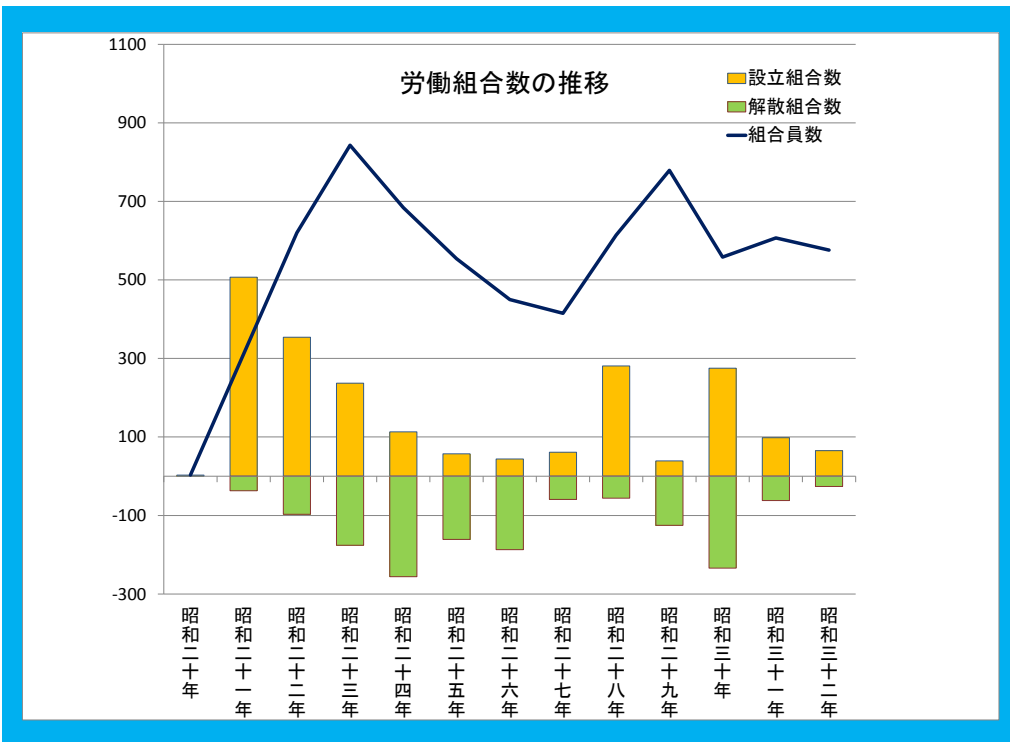
合も大きいことが指摘されています。参考までに、奥羽越列藩同盟を生んだ奥羽・北越地方の他藩の概要をも掲載します。旧藩関係者

のみならず、地域の経済や政治・社会動向にも大きな影響を及ぼした旧藩藩債処理の実態掘り起こしは、さらなる課題です。（山内 励）

旧藩藩別藩債高表(山形県関係藩以外の奥羽・北越藩等)

名称	藩		公債(円)	削除(円)	外国債(円)	備考
	国	石高(石)				
重原藩	三河	28,000.000	56,077.607	29,914.059		①
松川藩	常陸	29,322.319	30,567.097	19,949.476		②
中村藩	磐城	60,000.000	171,523.056	15,412.532		※
三春藩	磐城	50,000.000	93,467.893	59,386.531		※
磐城平藩	磐城	30,000.000	31,843.866	320,058.717		※
泉藩	磐城	18,000.000	33,524.356	33,449.951		※
湯長谷藩	磐城	14,000.000	28,648.406	17,753.158		※
二本松藩	岩代	50,000.000	73,143.272	39,637.146	111,736.549	※
仙台藩	陸前	280,000.000	49,475.496	1,058,710.874	118,995.610	※
盛岡藩	陸中	130,000.000	112,844.604	96,668.407	611,788.810	※
一関藩	陸前	27,000.000	1,101.346			※
弘前藩	陸奥	100,000.000	147,069.935	624,138.199	1,448.960	※
斗南藩	陸奥	30,000.000	25,682.107	6,396.422	105,051.880	③
八戸藩	陸奥	20,000.000	58,594.637	66,898.347		※
七戸藩	陸奥	10,384.000	5,133.714	11,651.355		
黒石藩	陸奥	10,000.000	38,860.190	47,358.862	1,306.250	
秋田藩	羽後	205,818.000	1,405,154.554	1,192,144.630	508,597.020	※
本庄藩	羽後	20,021.000	21,777.914			※
岩崎藩	羽後	20,000.000	54,406.926		65,733.691	④
亀田藩	羽後	18,000.000	21,563.585	50,751.024		※
矢島藩	羽後	15,200.000	4,795.543	36,042.474		※
高田藩	越後	150,000.000	89,539.602	35,001.207		
新発田藩	越後	100,000.000	708,481.830	134,886.192		※
村上藩	越後	50,090.000	289,263.938	67,635.559		※
村松藩	越後	30,000.000	56,389.663	115,173.322		※
長岡藩	越後	24,000.000	80.000			※
與板藩	越後	20,000.000	111,039.775	9,584.156		
峰岡藩	越後	11,000.000	29,907.808	19,213.461		⑤
椎谷藩	越後	10,000.000	56,746.319	12,491.808		
清崎藩	越後	10,000.000	24,144.904	21,867.111		
黒川藩	越後	10,000.000	30,655.043	6,010.471		※
三日市藩	越後	10,000.000	21,715.417	18,299.923		
三池藩	筑後	10,000.000	20,934.337	45,850.865		⑥

- ①福島藩(※)から転封
- ②守山藩(※)から転封
- ③会津藩から転封
- ④旧秋田新田藩
- ⑤旧三根山藩(※)
- ⑥下手渡藩(※)から転封
- ※は奥羽越列藩同盟参加藩



『山形県労働経済』昭和三十三年版より作成。

戦後、「民主」「平和」を旗印に歩み始めた日本では、国民が自らの権利にめざめ、職場では、労働組合の結成や労働争議の展開が、一つのうねりとなって見られます。昭和三十三年（一九五八）年、山形県労政課は、県下労働経済の構造や現状を総合的に分析・検討する資料として、『山形県労働経済』昭和三十三年版を刊行します。山形県公文書センターには、この書で取り上げた時期の歴史公文書として、労働組合基本調査の結果や労働争議の報告・統計、地方労働委員会への不当労働行為審査資料など四〇点があります。一方、県史資料室には、管内の労働情報綴や週刊労働組合課情報（印刷物）など、県が作成した一八点の資料が保管されています。

統計グラフを見ると、労働組合は戦後急激に増加し、二十三年を

〈所蔵資料紹介〉
戦後労働組合関係資料

昭和23年労働争議一覧

番号	産業分類	地域	組合員数	発生日	要求事項	争議形態	解決月日	解決方法
1	電気器具製造	酒田市	66	23.1.8	①現給税込1,800円を税抜き2,600円平均にせよ②労働協約締結	罷業	23.2.7	A
2	絹糸紡績業	鶴岡市	278	23.1.8	①昨年11月を全員皆勤と見做し11月分総収入の7割値上を1月分より実施②基準法による有給休暇の即時実施	紛争	23.1.27	A
3	電機機械器具工業	山形市	33	23.1.12	①現給税込1,800円を税抜き2,600円平均にせよ②労働協約締結③経営協議会を設置する	怠業	23.2.6	A
4	工業薬品製造業	酒田市	1,100	23.1.26	①現給税込2,350円を税込4,360円(税抜3,500円)平均支給すること②賞与全取の2ヶ月分(約8,000円)を支給せよ	部分スト	23.3.29	A
5	木製品製造業	酒田市	36	23.1.26	①1月分給料即時支給(平均手当税込1,400円)②生活補給金1ヶ月分支給③団体協約の即時締結④退職者の手当即時支給	罷業	23.2.11	A
6	電気業	山形市	1,302	23.2.4	①賃金スライド制実施②労働協約③電気事業民主化	事務スト	23.3.24	D
7	煙草製造	山形市	846	23.2.4	①労働協約の改正②身分差別撤廃③特別昇給と定期昇給の実施④交通費支給	罷業	23.2.7	A
8	木製品工業	鶴岡市	16	23.2.8	①22年12月協定せる出来高賃金丸椅子16円を26円にせよ②3月分月産目標1,100円とせよ③解雇反対	紛争	23.4.7	C
9	木製品工業	東田川郡	19	23.2.24	①現行賃金3割増俸を2月より支給②委員長の不当解雇を撤回せよ	紛争	23.3.9	C
10	紡績工業	東置賜郡	230	23.3.25	①未払賃金即時支給②退職金要求	事業場閉鎖	23.4.25	A
11	通信機部品製造業	米沢市	220	23.2.27	①1、2月分賃金残高支給②昨年7月以降の差額即時支給(スライドの分)③社長退職の件	紛争	23.4.1	C
12	石炭鉱業	西田川郡	140	23.4.1	①最低賃金制確立②従来の賃金型態の合理化を図れ③生活資金として本人給の五割を10月より3月迄の分支給せよ	罷業	23.4.7	A
13	亜炭鉱業	最上郡	10	23.4.28	①休山反対②休山せば労組に管理委託	罷業	23.6.4	C
14	石油鉱業	酒田市	1,343	23.5.6	①賃金値上②赤字補填金残額即時支給③退職手当規定即時支給	罷業	23.12.6	D
15	石炭鉱業	西田川郡	86	23.5.12	①4月分賃金支給②紛争処理機関反対③斗争残金の即時支給④公金税会社負担	怠業	23.5.19	A
16	運輸業	全県	1,828	23.6.5	①赤字経営支店切離反対②労働協約締結③就業規則改善④企業整備反対	罷業	23.8.10	D
17	公務	酒田市	103	23.5.26	①臨時職員制の撤廃②月額旅費の増額③定員制の拡充	罷業	23.5.26	
18	公務	山形市	81	23.5.26	①臨時職員制の撤廃②月額旅費の増額③定員制の拡充	紛争	23.5.26	
19	電気業	山形市	1,302	23.5.24	①集排法をめぐり電気事業分断反対②3月協定に基づくスライド(5,000円)実施③生活資金(5,000円)の支給	事務スト	23.12.24	D
20	通信機部品製造業	米沢市	168	23.6.14	①賃金値上②完全雇傭③協定書の即時実施	怠業	23.7.31	A
21	窯業	東村山郡	35	23.6.18	①賃金値上(現在の税込2,500円を税込4,000円要求②退職手当要求	罷業	23.7.20	C
22	紡績業	山形市	29	23.6.18	①4名の不当減賃反対	罷業	23.7.23	C
23	其の他の公務	山形市	32	23.6.28	①国家公務員法適用反対②労働協約即時締結③最低賃金制の確立④旅費規定の改正	罷業	23.7.29	
24	其の他の公務	山形市	93	23.6.28	①国家公務員法適用反対②労働協約即時締結③最低賃金制確立④旅費規定改正	紛争	23.7.29	
25	教育	全県	1,355	23.6.28	①4号俸増俸	紛争	23.7.29	C
26	ガラス製造業	酒田市	44	23.7.6	①6月分の給料支払②労働協約の締結	罷業	23.7.10	B
27	工作機械器具工業	鶴岡市	38	23.7.15	①6月7月分賃金支払②工場閉鎖反対③経理内容公開	罷業	23.8.18	A
28	亜炭鉱業	西村山郡	14	23.7.4	4月15日以降未払賃金約5万円の即時支払	罷業	23.7.9	A
29	石炭鉱業	西田川郡	6	23.6.23	①退職金として6名に対し総額6万円支給せよ②現在迄の時間外割増金を基準法により支払う事	紛争	23.8.10	A
30	亜炭鉱業	最上郡	604	23.8.2	①坑内夫230円・坑外夫170円・雑役140円を支給し平均5,500円にせよ	罷業	23.8.24	A

Aは「自主的解決」、Bは「労政事務所斡旋」、Cは「地労委斡旋」、Dは「中労委調停」。

ピークに組織化が退潮し、二十九年から回復のきざしを見せて行きます。

さらに、労働争議は、昭和二十一年に多数の争議が見られますが、ストライキやサボタージュなど、いわゆる「争議行為」を伴うものは、二十三年にピークを迎えています。

ここでは、昭和二十一年から二十九年までの県内労働争議を集約した「労働争議関係綴」から、昭和二十三年分の労働争議の概要(組合名は割愛)を紹介します。

争議は、賃金を中心とする待遇改善要求が主ですが、労働協約締結や経営刷新の要求も見られます。

一方、各労政事務所から報告された「管内労働情報綴」には、単一組合や連合体の具体的な動向が見られます。昭和二十三年に谷地町で開催された争議真相発表会の記録には、戦前、労働農民党山形県支部役員などに就いて、社会運動を牽引したことで知られる工藤惣吉氏や青木明義氏も、一般参加で

昭和23年労働争議一覧

番号	産業分類	地域	組合員数	発生日	要求事項	争議形態	解決月日	解決方法
31	石炭鉱業	最上郡	181	23.8.2	①賃金要求 平均月取5,500円・坑内夫240円・坑外夫140～170	罷業	23.8.22	A
32	木製品工業	酒田市	7	23.7.3	①完全雇傭②退職手当の支給	怠業	23.7.15	A
33	機械器具	東置賜郡	125	23.7.30	①工場長及重役の退陣②会社経営の計画を明示せよ③生産向上に要する器具の設置	罷業	23.7.30	A
34	製材業	西田川郡	7	23.7.28	①7月分より賃金を平均6割値上げする事	罷業	23.8.6	A
35	網縄魚網	西村山郡	42	23.8.7	①休業手当は本俸迄引上支給のこと②退職金最低5ヶ月支給③上記2項目を8月13日迄支払うこと	工場閉鎖	23.8.12	A
36	革靴製造	東置賜郡	54	23.10.9	①現行2,800円より4,200円に上げよ	怠業	23.10.9	A
37	金属鉱業	西村山郡	54	23.10.29	①賃金協定の5・6月分残高支給②7月分以降は協定賃金の3%スライド支給③危機突破資金2ヶ月分(1ヶ月2,800円)	罷業	23.12.24	A
38	金属鉱業	西村山郡	358	23.10.29	①賃金協定の5・6月分残高支給②7月分以降は協定賃金の3%スライド支給③危機突破資金2ヶ月分(1ヶ月2,800円)	罷業	23.12.24	A
39	金属鉱業	最上郡	176	23.10.29	①賃金協定の6月分残高支給②7月分以降は協定賃金の3%スライド支給③危機突破資金2ヶ月分(1ヶ月2,800円)	罷業	23.12.24	A
40	金属鉱業	東田川郡	197	23.10.29	①賃金協定の6月分残高支給②7月分以降は協定賃金の3%スライド支給③危機突破資金2ヶ月分(1ヶ月2,800円)	罷業	23.12.24	A
41	石油鉱業	東田川郡	19	23.11.12	①賃金の倍額要求②労働協約の締結	罷業	23.11.30	A
42	石炭鉱業	西田川郡	65	23.11.10	①新賃金要求②退職金要求③はね返り要求	罷業	23.12.22	A
43	石炭鉱業	西田川郡	96	23.11.28	①新賃金要求②退職金要求③はね返り要求	罷業	23.12.22	A
44	石炭鉱業	西田川郡	196	23.11.17	①新賃金要求②退職金要求③はね返り要求	罷業	23.12.22	A
45	石炭鉱業	西田川郡	170	23.11.13	①新賃金要求②退職金要求③はね返り要求	罷業	23.12.22	A
46	石炭鉱業	西田川郡	1,076	23.11.15	①新賃金要求②退職金要求③はね返り要求	罷業	23.12.22	A
47	石炭鉱業	西田川郡	594	23.11.17	①新賃金要求②退職金要求③はね返り要求	罷業	23.12.22	A
48	石炭鉱業	北村山郡	226	23.11.12	①賃金値上坑内夫672円・坑外夫338円②家族手当1人800円支給	罷業	23.12.22	A
49	石炭鉱業	北村山郡	240	23.11.12	①賃金値上坑内夫672円・坑外夫338円②家族手当1人800円支給	罷業	23.12.22	A
50	石炭鉱業	北村山郡	36	23.11.12	①賃金値上坑内夫672円・坑外夫338円②家族手当1人800円支給	罷業	23.12.22	A
51	石炭鉱業	北村山郡	313	23.11.12	①賃金値上坑内夫672円・坑外夫338円②家族手当1人800円支給	罷業	23.12.22	A
52	石炭鉱業	鶴岡市	24	23.11.17	①新賃金②退職金③はね返り	罷業	23.12.22	A
53	石炭鉱業	西田川郡	127	23.11.15	①新賃金②退職金③はね返り	罷業	23.12.22	A
54	石炭鉱業	西田川郡	315	23.11.16	①新賃金②退職金③はね返り	罷業	23.12.22	A
55	石炭鉱業	西田川郡	27	23.11.16	①新賃金②退職金③はね返り	罷業	23.12.22	A
56	木製品工業	西村山郡	15	23.12.1	①工場閉鎖反対	紛争	24.1.11	C
57	船舶運輸業	酒田市	9	23.12.11	①生活補給金として平均23,806円を11月1日現在員に支給②寒冷地給支給③賃金スライド	罷業	24.2.7	D
58	機械器具業	鶴岡市	21	23.12.21	①賞与として1人最低1ヶ月分の給与を支給	罷業	23.12.21	A
59	教育	酒田市	5	23.12.27	①団体協約の締結要求②1人月額平均2,500円支給③保姆資格認定講習会を受講させよ	—	24.1.14	C

Aは「自主的解決」、Bは「労政事務所斡旋」、Cは「地労委斡旋」、Dは「中労委調停」。



山形県 県史だより 第八号
 平成二十八年三月二十日発行
 編集・発行
 山形県総務部学事文書課分室
 県史資料室
 〒九九一―八五〇―
 寒河江市大字西根字石川西三五五
 村山総合支庁西庁舎
 電話 〇三三七―八三一―二二二五
 FAX 〇三三七―八三一―二二二六

所感を述べる姿が伺えます。また、職場関係者の一人が、「この度の問題は工員がこそそ話を時々行っただのが最大の原因です」と述べたのに対して、「正々堂々と進んで来たことを断言する」「労働運動に対する理解がない」「労働運動を展開する為労働者だけで話し合うのは当然の事」などのやり取りが交わされ、労働運動の本質論議に及んでいるのが印象的です。

労働組合のあり方・活動も随分様変わりしたとされる今日、こうした戦後労働運動の歩みを改めて見つめ直すことで、見えて来るものも多いはず。 (山内 励)